

○厚生労働省告示第二百一号

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、平成八年厚生省告示第八十七号（地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

第二の一中「第二条第二項」を「第三条第二項」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二の二を次のように改める。

二 法別表第一の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは児童心理治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム（入所者に対する介護を必要とする者その他大規模な地震が発生した場合において避難することが困難な者の割合が相当の割合以上であるものに限る。）若しくは特別養護老人ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護

又は同条第十二項に規定する自立訓練を行うものに限る。)のうち、構造耐力、保存度及び外力条件に鑑み、大規模な地震の発生により倒壊その他の事故による被害を受けるおそれがある施設であつて、木造のもの改築

別表を次のように改める。

## 別表

- 一 児童福祉法第七条第一項に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童心理治療施設
- 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者福祉センター又は視聴覚障害者情報提供施設
- 三 生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設又は更生施設
- 四 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設
- 五 老人福祉法第五条の三に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は老人福祉センター
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設
- 七 前各号に掲げる施設のほか、大規模な地震が発生した場合において、避難することが困難な者

を入所又は利用させている施設